

千葉県特別支援学級・通級指導教室設置検討会議設置要項

千葉県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要項は、千葉県特別支援学級・通級指導教室設置検討会議（以下検討会議という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、千葉市の特別支援教育充実のため、特別支援学級及び通級指導教室の設置のあり方（配置や開設等）について審議する。

(組織)

第3条 検討会議は別表に示す委員をもって組織する。

- (1) 委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長には教育支援課長、副委員長には養護教育センター所長があたる。
- (3) 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 委員長は、必要に応じ、所掌事項に関して関係者を召集し、報告並びに意見聴取を行わせることができる。

(附則)

この要項は、平成23年5月31日から施行する。

平成24年4月1日に一部改正し施行する。

平成25年4月1日に一部改正し施行する。

平成27年4月1日に一部改正し施行する。

平成28年4月1日に一部改正し施行する。

平成29年4月1日に一部改正し施行する。

(別表)

千葉県特別支援学級・通級指導教室設置検討会議委員

1	委員長	教育支援課長
2	副委員長	養護教育センター所長
3	委員	学事課長
4	委員	教育職員課統括管理主事
5	委員	企画課主査
6	委員	教育センター学校支援室主任指導主事
7	委員	校長会特別支援専門委員長（小）
8	委員	校長会特別支援専門委員長（中）
9	委員	養護教育センター主任指導主事
10	委員	教育支援課特別支援担当指導主事